

岩手県告示第 297 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 20 条第 2 項の規定により、紫波町から送付のあった次の決定に係る都市計画の図書の写しを岩手県県土整備部都市計画課に備えておいて縦覧に供する。

平成 20 年 4 月 4 日

岩手県知事 達 増 拓 也

決定に係る都市計画の種類及び名称

- 1 種類 都市施設（火葬場）
- 2 名称 1 号紫波火葬場